

航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（本則第一条関係）	1
二 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（本則第二条関係）	2

○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（本則第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 航空法第三十八条第一項の航空保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 (削る)</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>七 衛星航法補助施設</p>	<p>第三条 航空法第三十八条第一項の航空保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 レンジ</p> <p>四 Zマーカ</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（本則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第五（第六条関係）			
納付しな ければなら ない者	区分	手数料の額	一 法第三 十八条第 一項の航 空保安施 設の設置 の許可を 申請する 者
			二 航空保 安施設に ついて法 第四十二 条第一項 の完成検 査を受け ようとす る者
衛 星 航 法 補 助 施 設	DME	（略）	（略）
	（略）		
衛 星 航 法 補 助 施 設	その他の場合	（略）	（略）
七十四万七千 八百円	十三万四千四 百円	（略）	（略）
納付しな ければなら ない者	区分	手数料の額	一 法第三 十八条第 一項の航 空保安施 設の設置 の許可を 申請する 者
			二 航空保 安施設に ついて法 第四十二 条第一項 の完成検 査を受け ようとす る者
（新設）	DME	（略）	（新設）
	（略）		
（新設）	その他の場合	（略）	（略）
（新設）	十三万四千四 百円	（略）	（略）
別表第五（第六条関係）			

五 航空保 安施設に	者 うとする を受けよ 項の検査 四条第四 法第四十 準用する において 条第二項 第四十五 について法	四 航空保 安施設に ついて法 第四十五 条第二項 において		三 航空保 安施設に ついて法 第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十 二条第一 項の検査 を受けよ うとする 者	D M E	(略)	(略)	(略)
		衛 星 航 法 補 助 施 設	衛 星 航 法 補 助 施 設					
(略)	(略)	その 他 の 場 合	その 他 の 場 合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	円 十五 万 千 五 百	十 一 万 五 千 八 百 円 (電 子 検 査 申 請 の 場 合 にあ つて は、 十 一 万 五 千 四 百 円)	十 一 万 五 千 八 百 円 (電 子 検 査 申 請 の 場 合 にあ つて は、 十 一 万 五 千 四 百 円)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

五 航空保 安施設に	者 うとする を受けよ 項の検査 四条第四 法第四十 準用する において 条第二項 第四十五 について法	四 航空保 安施設に ついて法 第四十五 条第二項 において		三 航空保 安施設に ついて法 第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十 二条第一 項の検査 を受けよ うとする 者	D M E	(略)	(略)	(略)
		(新 設)	(新 設)					
(略)	(略)	その 他 の 場 合	その 他 の 場 合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(新 設)	十 一 万 五 千 八 百 円 (電 子 検 査 申 請 の 場 合 にあ つて は、 十 一 万 五 千 四 百 円)	十 一 万 五 千 八 百 円 (電 子 検 査 申 請 の 場 合 にあ つて は、 十 一 万 五 千 四 百 円)	(新 設)	(新 設)	(略)	(略)	(略)

ついで法 第四十七 条第二項 の検査を 受ける者		
衛星航法補助施設	D M E	
	(略) その他の場合	
十四万七千円	十一万五千八百円(電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円)	(略)

  

ついで法 第四十七 条第二項 の検査を 受ける者		
(新設)	D M E	
	(略) その他の場合	
(新設)	十一万五千八百円(電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円)	